

南相馬市鹿島区から避難した申立人らについて、原発事故により自家栽培の干し柿・野菜を知人へ譲ることができなくなり、謝礼の受取りが減少したことによる休業損害、農機具の財物損害等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2及び同X 3（以下「申立人ら」という。）と被申立人 東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

	損害項目	期間	金額
1	避難費用等	平成23年3月11日から平成25年2月28日まで	金 188,370 円
2	生活費増加費用（自家消費米・野菜）	同上	金 240,000 円
3	生活費増加費用（薪代及び運搬料）	同上	金 185,887 円
4	生活費増加費用（除草機燃料代）	同上	金 72,990 円
5	生活費増加費用（除草剤）	同上	金 16,000 円
6	就労不能損害（申立人X 1の株式会社A分として）	同上	金 317,278 円
7	休業損害（干し柿・野菜にかかる損失）	同上	金 100,000 円
8	精神的損害（申立人らの日常生活阻害慰謝料のうち中間指針による金額）	平成23年3月11日から平成23年9月30日まで	金 2,100,000 円
9	精神的損害（申立人らの日常生活阻害慰謝料増加分）	同上	金 200,000 円
10	財物損害（申立人X 1所有の農機具等）		金 600,000 円
11	財物損害（福島県南相馬市		

	鹿島区〇〇所在の〇〇内の 動産類)		金 420,000 円
12	除草機修理代金 (平成24 年9月10日支払分)		金 47,933 円
13	噴霧器代 (平成24年8月 21日支払分)		金 56,000 円
14	本件の損害項目に対する弁 護士費用		金 136,334 円

## 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、合計金4,680,792円の支払義務があることを認める。

## 第3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、本件事故の既払い金1,900,000円を支払い済みであることを確認する。

## 第4 支払方法

(省略)

## 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1の第8項から同第11項までの損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

平成25年11月20日

(仲介委員 上妻英一郎)